「海運仲立業開始届出」の記載について

◎届出日について

　事業を開始してから３０日以内に届出をお願いします（提出部数：１部）

１．住所及び氏名・・・・住所及び氏名、法人にあっては代表者名も記入してください。

 ２．開始した事業の概要

①主たる及び従たる事務所の名称及び所在地

 ：当該届出事業に従事する主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地を

記載してください。（従たる事務所については複数記載可）

 ②仲立業務の内容

　　　　：媒介を行った具体的事業内容を記載してください。

｛海上物品運送の媒介、船舶貸渡の媒介、船舶売買の媒介、運航委託の媒介 等｝

 ③契約又は媒介の相手先の氏名及び住所

 ：媒介を行った相手先の氏名及び住所を記載してください。

 ３．事業開始の年月日・・・・海運仲立業務を開始した年月日を記載してください。

　※その他の注意事項

①事業を廃止した場合は

　　　　： 事業の廃止の日から３０日以内に「海運仲立業廃止届出」を提出願います。

②届出事項のうち、

「住所若しくは氏名」

「主たる若しくは従たる事務所の名称若しくは所在地」

に変更（増減も含む。）を生じた場合は

 　 ：　事業の変更の日から３０日以内に「海運仲立業変更届出」を提出願います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

四国運輸局長　殿

住　　　　所

 氏名又は名称

代表者の氏名

TEL

 FAX

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス

海運仲立業開始届出書

　海上運送法第３３条及び同法施行規則第２９条の規定により、下記のとおり海運仲立業開始の届け出をいたします。

 記

１．住所及び氏名

２．開始した事業の概要

　（１）主たる及び従たる事務所の名称及び所在地

　（２）媒介の概要

（例：海運物品運送の媒介、船舶の貸渡しの媒介、船舶の売買の媒介、運航の委託の媒介等）

　（３）媒介の相手先の氏名及び住所

３．事業開始の年月日

　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

四国運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

 氏名又は名称

代表者の氏名

海運仲立業事業変更届出書

　海上運送法第３３条及び同法施行規則第２９条の規定により、下記のとおり海運仲立業事業変更の届け出をいたします。

 記

１．住所及び氏名

２．変更した事項（変更事項の新旧を明示）

３．変更した年月日

　　　　　　令和　　年　　月　　日

４．変更を必要とする理由

※　本届出は、住所若しくは氏名又は主たる若しくは従たる事務所の名称若しくは所在地に変更した場合のみ届け出れば足りることとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

四国運輸局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

海運仲立業事業廃止届出書

　海上運送法第３３条及び同法施行規則第２９条の規定により、下記のとおり海運仲立業の事業廃止の届け出をいたします。

 記

１．住所及び氏名

２．廃止した事業の概要

　（１）主たる及び従たる事務所の名称及び所在地

　（２）媒介の概要

（例：海運物品運送の媒介、船舶の貸渡しの媒介、船舶の売買の媒介、運航の委託の媒介等）

　（３）媒介の相手先の氏名及び住所

３．事業廃止の年月日

　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日